

<p>特例（優先）世帯（優遇抽選を受けられる世帯です。抽選番号は最大2個）</p> <p>※ 特例（優先）世帯で申込まれた場合、審査の結果、特例（優先）非該当であった場合は失格となりますので、ご注意ください。</p>	
<p>該 当 世 帯</p>	
母子・父子世帯	<p>申込者本人が配偶者（内縁及び婚約者を含む）のいない方で、同居親族が20歳未満の子どもだけで、現に子どもを扶養している方 （離婚未成立、調停中は非該当）</p>
高齢者世帯	<p>申込者本人が60歳以上であり、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 同居する親族が満60歳以上だけの方</p> <p>イ 同居する親族が18歳未満の方</p>
障害者世帯	<p>申込者本人または同居親族の1人以上が次のいずれかにあてはまる方</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けている障害者</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けている障害者</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）</p> <p>エ 難病等による障害者（手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等）</p>
戦傷病者世帯	<p>戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方</p>
被爆者世帯	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方</p>
生活保護受給世帯	<p>生活保護法第6条第1項に規定する被保護者</p>
引揚者世帯	<p>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方</p>
ハンセン病療養所入所者等世帯	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>
DV被害者世帯	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 女性相談所での一時保護が終了してから5年以内の方 （女性相談所長の発行する一時保護の証明のある方）</p> <p>イ 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方</p>
東日本大震災で福島県から避難している方	<p>平成23年3月11日において、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第4条第4号に規定する避難解除区域に居住していた方</p>